

カルテル行為は法令違反です

●カルテル（談合）とは

同業者間で価格や数量等について話し合い、競争を制限する行為のことで、法律上禁じられています。カルテルと認定された場合、**企業（事業者）に課徴金が課されることになる**だけでなく、**個人にも懲役や罰金の刑事罰、さらには懲戒処分等が科される可能性があります。**

⇒**価格や数量の話聞くだけでも、カルテルと疑われる可能性があります**

カルテルは消費者からの信頼を損なう行為です。

会社や自身を守るためにも、正しい対応を行ってください！

＜カルテルが疑われやすい事例と具体的な対応（誤・正）例＞

事例

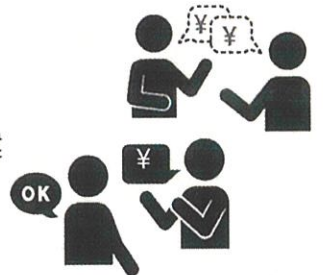
間違った対応例

＜価格の取り決めに関わる行為は一切不可＞

SS店頭価格に 関すること

【価格の取り決め】

- ・SS店頭価格に関して、改定幅、改定日時等（以下、価格等）を対面・電話等で話し合う
- ・自身が対面・電話等で、同業他社に価格等を提案する
- ・提案された価格等を了解する



【価格情報の収集】

- ・同業他社から直接、電話等で価格等に関する情報を受領する。同業他社から直接、当該情報を聞くだけでも**カルテルと疑われる可能性があるので要注意！**



【価格情報の共有】

- ・他社から価格等に関する情報を受領し、第三者に回す
- ※自社SSの価格に反映しないとしても、同業他社から得た情報を伝えるだけで**カルテルと疑われる可能性があるので要注意！**



入札に 関すること

【入札資格の取り決め】

- ・他社の入札価格情報を入手・活用し落札する。
- ・入札に参加する同業他社と受注する順番（持ち回り）を決める

